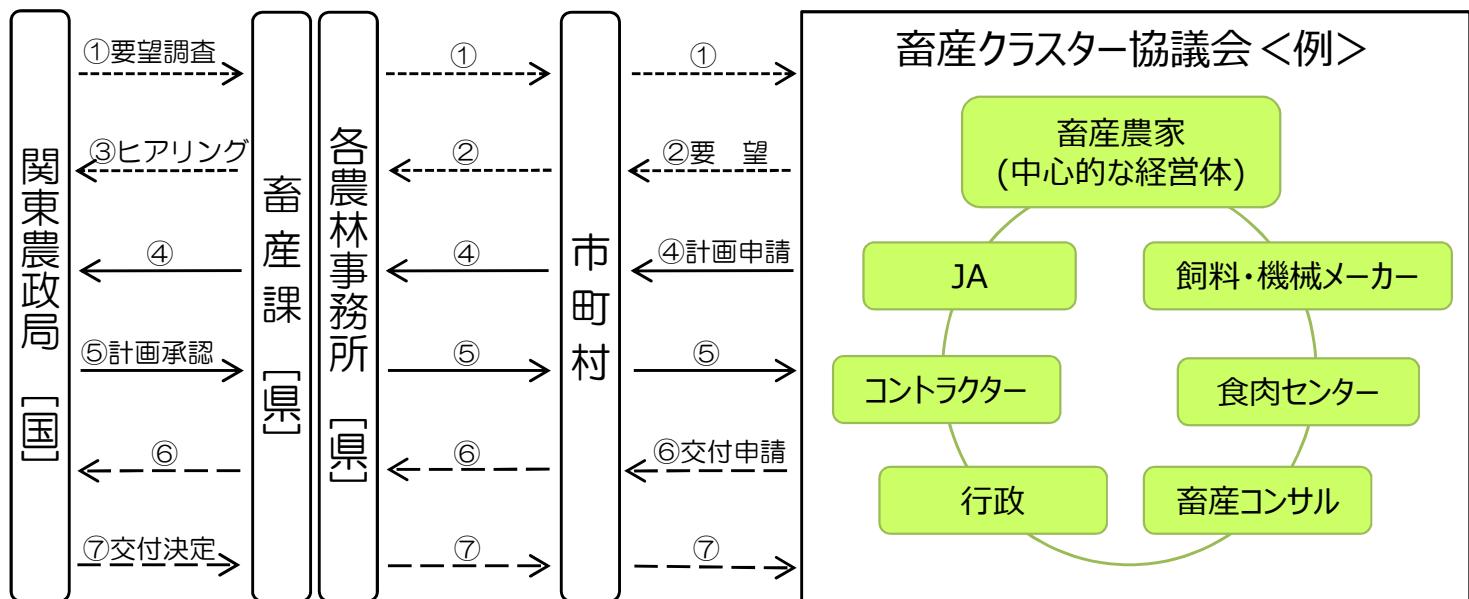


畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のご紹介 (畜産クラスター事業)

1 事業の概要

- ・県内の畜産業の発展を図るため、畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携し一体となって、地域全体で収益性向上を図ろうとする取組を支援します。
- ・畜産クラスター協議会（※）（事業実施主体）は、収益性向上等を図るための畜産クラスター計画を策定し、そこに位置づけられた畜産農家（中心的な経営体）に対して、計画達成に必要な施設整備を補助します。
【補助率：国1／2以内】

※畜産クラスター協議会：畜産業を営む者（中心的な経営体）の他、関係者2者以上が参画する取組団体。協議会は、収益性の向上を図るための計画（畜産クラスター計画）を策定し、知事の認定を受ける必要があります。



2 施設整備に取り組める者（取組主体）

（1）畜産を営む者 ※次の①、②に該当する者

- 事業実施から3年以内に農事組合法人等の法人になる計画を有すること。
- 次の全てに該当すること。
 - 所得税法に基づく青色申告の承認を受けており、今後の経営継続が見込まれること。
 - 原則として45歳未満、または45歳以上であっても後継者の確保が見込まれること。
 - 法人化しないことの理由があり、ア・イに該当することに知事が特に認めること。

（2）農事組合法人

（3）農事組合法人以外の農地所有適格法人

（4）株式会社又は持分会社であって、農業を主たる事業として営むもの。

（5）特定農業団体

（6）事業協同組合又は事業協同組合連合会

（7）公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人

（8）農業者が組織する団体

（9）公社、地方公共団体

3 整備対象となる施設

(1) 家畜飼養管理施設	肉用牛舎、乳用牛舎、一般豚舎、分娩豚舎、ウンドウレス鶏舎など
(2) 家畜排せつ物処理施設	堆肥処理施設、汚水処理施設など
(3) 自給飼料関連施設	バンカーサイロ、飼料原料保管施設、飼料調製施設など
(4) 畜産物加工、展示・販売施設	
(5) (1)から(4)までの施設の補改修	

4 基準事業費（抜粋・本体事業費のみ）

対象施設	基準事業費	対象施設	基準事業費
肉用牛舎	29千円/m ²	ウンドレス鶏舎	48千円/m ²
乳用牛舎	45千円/m ²	堆肥舎	45千円/m ²
一般豚舎	45千円/m ²	尿貯留施設（1,000m ³ 未満）	30千円/m ³
分娩豚舎	59千円/m ²	尿貯留施設（1,000m ³ 以上）	25千円/m ³

5 規模拡大要件と成果目標

- (1) 規模拡大要件：地域の平均規模或いは全国の概ね平均飼養規模以上
(すでに平均規模以上の農家の場合は生産効率の改善により単位期間における単位頭羽数あたりの畜産物の出荷量等が向上する目標をたてるこども可能)
- (2) 成果目標：販売額、生産コスト、農業所得又は営業利益
①大規模の場合：15%以上の増加あるいは15%以上のコスト削減
②中小規模の場合：10%以上の増加あるいは10%以上のコスト削減
※中小規模の定義は、常時雇用人数が5人以下であること（ただし家族は従業員に含めない）

6 要望・お問い合わせについて

- (1) 事業の要望・お問い合わせは、管轄の農林事務所または市町村の農業主管課へご相談下さい。
(2) 施設整備事業の実施の前に、畜産クラスター協議会の設立（または既存協議会への加入）及びクラスター計画の策定が必要です。

お問い合わせ先	管轄市町村	電話番号
県北農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町	0294-87-6680
県央農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	029-231-0476
鹿行農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	0291-33-4118
県南農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稻敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	029-822-8521
県西農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	0296-24-9166
茨城県農林水産部畜産課		029-301-3988